

一般財団法人佐渡市スポーツ協会役員報酬等規程

令和元年8月9日 規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の定款第18条及び第30条に基づき、役員報酬及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」 理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤理事」 定期的に1か月16日（1日7時間45分勤務）以上協会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 「非常勤役員」 役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 「報酬」 業務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。
- (5) 「費用」 業務の執行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤理事の業務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 常勤理事には、通勤手当を支給する。支給については、別に定める職員を対象とする一般財団法人スポーツ協会給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- 4 非常勤役員には、会長の要請により次に掲げる業務に従事するときに報酬及び費用を支給することができる。
 - (1) 協会の評議員会、理事会及び業務執行会議に出席したとき。
 - (2) 監査業務等に出席したとき。
 - (3) 協会が主催又は主管するイベントに出席したとき。
 - (4) その他会長が特に必要と認めたとき。
- 5 評議員には、その職務を行うときに費用を支給する。
- 6 役員には、賞与及び退職金を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 協会の常勤理事の報酬月額は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会定款第30条の規定により、評議員会の議決によって定められた額とする。

(費用)

第5条 役員がその業務の執行に当たって負担する交通費、旅費の費用の額については、別に定める一般財団法人スポーツ協会職員等旅費規程により支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法等の支給については、給与規程に準ずるものとする。

2 評議員及び非常勤役員の費用は現金により支給する。

(日割計算)

第7条 新たな常勤理事になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数を基礎としてその月の在職日数を日割りによって計算するものとする。ただし、1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てる。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。